

全建事発第110号
令和8年1月7日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 今井 雅則
〔公印省略〕

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの
一部改定について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設業法において、契約当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、契約締結及びその履行を図るべきものとされ、不當に低い請負代金の禁止、不当な使用資材等の購入強制の禁止など契約の適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等が定められていますが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工が妨げられるおそれがあります。

公共工事、民間工事にかかわらず、法令遵守は、受発注者双方が徹底を図らなければならないものであり、国土交通省では、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（平成23年8月策定。以下「受発注者ガイドライン」という。）を策定しています。

今般、令和6年6月14日に公布された改正建設業法により、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止、受注者による通常必要と認められる原価に満たない額又は通常必要と認められる工期に比べて著しく短い工期による請負契約の締結の禁止等の規定が新たに設けられ、令和7年12月12日より全面的に施行されたこと、また、中小企業の取引の適正化を図るための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月23日に公布され、令和8年1月1日から施行されたことなどから、国土交通省において、「受発注者ガイドライン」を別紙2、別紙3のとおり改定し、また、本会に対し別紙1のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に對して周知賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

【添付資料】

- ・別紙1 國土交通省通知文（発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイド

インの一部改定について)

- ・別紙2 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第8版）
- ・別紙3 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン新旧対照表（第8版）

以上

(担当) 事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp